

校内締切 2019年 9月2日

平成 30 年度 愛媛県奨学生募集要項【被災特例枠】

平成 30 年 9 月 愛媛県教育委員会

1 概要

愛媛県は、優秀な学生又は生徒であって経済的理由により修学困難なものに対し学資金を貸与して、有用な人材を育成することを目的とした奨学金制度を設けています。

この奨学金は、無利子による貸付であり、奨学生（奨学金の貸与を受ける者）は、通常、貸与終了後に全額を返還する必要があります。

被災特例枠は、平成 30 年 7 月豪雨による災害（以下「豪雨災害」といいます。）を原因として修学困難となったものを対象として募集するもので、奨学生が在学期間を卒業（在籍課程を修了）したときは、所定の手続を行うことで、特例として、奨学金の返還が免除されます。

※ 退学の場合、返還免除の特例は受けられません。

2 出願資格

奨学生に出願することができる者は、次のすべての要件を満たす者としてします。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は専修学校の高等課程（修業年限が 2 年以上の課程で教育委員会が認めるものに限る。）に在学する者
- (2) 保護者（親権者又は後見人。以下同じ。）又は保護者であった者が愛媛県内に居住する者
- (3) 豪雨災害を原因として、保護者又は豪雨災害発生時に生徒の生計を主として維持していた者（以下「保護者等」という。）が、次のいずれかの被害を受け、かつ、被害の種類ごとに示す家計基準を満たす者

対象となる被害の種類	家計基準
ア 住家（愛媛県内の住家に限る。）が全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水の被害を受けた場合	出願者の属する世帯全員が市町村民税所得割非課税であること。
イ 死亡又は重篤な障害を負った場合	出願者の属する世帯全員が市町村民税所得割非課税又はこれに相当する家計状況であること。
ウ 失業又は収入が減少した場合	

- (4) 次の学資金の貸与等を受けていない者（採用内定者等を含む。）
 - ア 本制度の奨学金（すべての採用区分のもの）

ただし、被災特例枠でない通常の奨学生が被災特例枠への変更を希望する場合は、貸与中であっても出願することができます。なお、被災特例枠の奨学生として採用されたときは、決定通知の後、貸与対象月が重複しないよう通常の奨学生を辞退していただきます。
 - イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金のうち修学資金
 - ウ 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金
 - エ 独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金
 - オ 特別支援学校就学奨励費のうち支弁区分が第Ⅰ段階又は第Ⅱ段階であるもの
- (5) 保護者又は保護者であった者が出願に同意し、採用後に連帯保証人となることができる者（原則として父母のうち収入の多い者。採用後は、出願者と同様に返還等の義務を負います。）
- (6) 勉学に意欲があり、卒業・修了が見込まれる者（成績評定値の要件はありません。）

3 貸与額等

(1) 貸与月額

設置者・通学形態の区分ごとに、次の月額から選択することができます。

区 分		月 額						(限度額)
国公立	自宅通学	5,000円	10,000円	15,000円			18,000円	
	自宅外通学	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円		23,000円	
私 立	自宅通学	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	
	自宅外通学	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	35,000円	